

香労基発 0519 第1号
平成 26 年 5 月 19 日

一般社団法人
香川県産業廃棄物協会長 殿

香川労働局労働基準部長



車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習
の受講促進等について（要請）

標記については、車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習（以下「技能特例講習」という。）の受講対象者への猶与措置の期間が平成 26 年 6 月 30 日までであることから、下記に留意の上、対象者に対する技能特例講習の受講促進のための周知啓発及び受講機会の確保に積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

記

1 技能特例講習の対象者への周知啓発

会員を通じて別紙 1 及び 2 の周知広報資料を活用して早期受講の周知啓発を実施すること。

2 受講機会の確保

技能特例講習への申込み状況を勘案しつつ、猶与期間の終了間近の平成 26 年 6 月に受講希望者が集中した際にできるだけ対応できるよう体制を整備しておくこと。